

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 (以下「借受人等」という。)は、明石市暴力団排除条例(平成24年明石市条例第2号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、暴力団を利用することとならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり承諾する。
- 2 借受人等は、当該公有財産の貸付け、又は行政財産の目的外使用許可に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求を受けたときには、明石市長に報告し、又は明石警察署長(以下「警察署長」という。)に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- (役員等に関する情報提供)
- 3 明石市長は、借受人等が暴力団等に該当しないことを確認するため、借受人等に対して、次に掲げる者(借受人等が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。)について、その名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- (1) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
- (2) 借受人等がその業務に関し監督する責任を有する者(前号の役員を除く。)として使用し、又は代理人として選任している者
- 4 明石市長は、借受人等から提供された情報を警察署長に提供することができる。
- (警察署長から得た情報の利用)
- 5 明石市長は、借受人等が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。
- 6 明石市長は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は市の関係部署において相互に提供することができる。
- (明石市長の解除権等)
- 7 明石市長は、借受人等が次のいずれかに該当するときは、契約を解除し、又は許可を取消すことができる。
- (1) 役員等が暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(解除等に伴う措置)

8 前項の規定による解除又は取消しに伴い、借受人等に損害が生じたとしても、借受人等は明石市長に対してその損害を請求することはできない。

(誓約書の提出)

9 借受人等は、明石市長に対し、この特約による契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

(1) 借受人等が暴力団等でないこと。

(2) 借受人等がこの特約の条項に違反したときには、契約の解除、許可の取消し、その他の明石市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(借受人等からの協力要請)

10 借受人等は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、明石市長及び警察署長に協力を求めることができる。

年 月 日

借受人等

住 所

(所在地)

氏 名

〔法人名〕
〔代表者名〕

印